

令和8年度高次脳機能障がい通所教室運営事業（短期プログラムの実践・検証） 業務委託仕様書

1 事業の名称

令和8年度高次脳機能障がい通所教室運営事業（短期プログラムの実践・検証）

2 事業の目的

本事業は、高次脳機能障がい者等が、障がいについて学び、社会参加に必要な知識や技能を集団で訓練する「通所教室」（※1）において、高次脳機能障がい支援拠点機関等と連携し、障がい当事者の障害状況や生活等の実態に適した短期プログラム（※2）の実践・検証に取り組み、宮崎県内での展開を図ることで、高次脳機能障がい者等の自立や社会参加への支援普及を目的とする。

※1「通所教室（通常プログラム）」とは、自己の障がいへの気づきのための学習、失われた機能の代償となる手段の活用及び習慣化を図る訓練、生活技能訓練などを中心とした下記内容の集団訓練プログラムで構成されているものを指す。

- 自己の障がいへの気づきのための学習
- 失われた機能の代償となる手段の活用及び習慣化を図る訓練
- 生活技能訓練 等

※2「短期プログラム」とは、令和7年度高次脳機能障がい通所教室運営事業（短期プログラム研究開発・実践）業務委託で作成した、プログラム（高次脳機能障がい通所教室マニュアル）を指す。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務委託の範囲

受託者は、本業務委託に係る下記の業務を行うものとする。

- (1) 事務局の設置及び事務局業務
- (2) 通所教室に係る短期プログラムの実践
- (3) その他上記（1）及び（2）の執行に必要な業務

5 業務委託の内容

(1) 事務局の設置及び事務局業務

本事業に係る運営全般を行うための実施体制を有する事務局を設置し、本事業の企画・運営、スケジュール・経費の管理、問合せ対応等の実務を行う。

(2) 通所教室に係る短期プログラムの実践・検証

実践内容は、短期プログラムの内容を踏まえたものとし、医療や職業リハビリ実施機関、就労支援機関等の知見を取り入れ、職場復帰や就労等を希望する高次脳機能障がい者等が、自己の障がい特性や代償手段の獲得等について学び、日常生活の自立、買い物や移動などの社会活動手段の習得手法を獲得できる内容を含んだものとする。

宮崎県内各地域で生活する障がい者が、最寄りの施設等で受講できるよう、宮崎県内の医療機関や障害福祉サービス事業所等においての実践を想定し、必要に応じて、短期プログラム内容の追加や削除も可能とする。

なお、短期プログラムの実施に当たっては、新たな専門的知見や当事者が求めるニーズを取り入れること、実施の様子を見学できること、多くの関連職種の関わりを創出することがなお望ましい。

実践方法は、原則として受託者による自由提案とするが、以下の点を考慮の上、提案すること。

ア 開催方法・場所

原則として対面開催（会場確保を含む）とする。応募状況にもよるが、宮崎市以外で開催することで宮崎県全体への波及させることができればより望ましい。

イ テキスト等の作成・使用

上記5（2）に沿った内容のテキスト等を必要に応じて作成し、使用する。

なお、第三者の著作物が含まれている場合は、当該第三者から利用許諾を取得するなど著作権の侵害に留意する。

ウ 受講者（対象者）

原則として、宮崎県内在住の高次脳機能障がい者（疑いのある者を含む）とする。

エ 受講者（対象者）の募集

通所教室の集団訓練効果という観点から、「3名以上」を募集することとし、適宜、募集に関する広報等を行う。

なお、募集において条件等を設定する必要がある場合は、宮崎県と協議し、決定する。

オ 講師等の提案・決定

短期プログラムの内容に応じた講師等の人材を提案し、宮崎県と協議し決定する。

カ 受講生の決定

別添「高次脳機能障がい通所教室運営事業実施要綱」を参照し決定すること。

キ 受講費用

原則として「無料」とするが、受講に係る実費相当部分を受講者に自己負担させることができる。ただし、自己負担額については少額とする。

ク アンケート調査

受講者に対して「満足度に係るアンケート調査」を行う。

修了後の全体的な満足度調査のみ調査必須項目とし、その他項目は自由提案とする。

(3) その他上記（1）及び（2）の執行に必要な業務

6 その他留意事項

(1) 受託者は、業務の実施に当たっては、宮崎県と緊密に連携し、不測の事態等により業務を実施することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を宮崎県に連絡し、その指示に従うこと。

なお、受託者は、業務の過程において宮崎県から指示された事案については、迅速かつ的確に実施すること。

(2) 委託契約締結後でなければ事業に着手することができないため、事業開始日には十分留意すること。

(3) 経費執行の面からも戦略的な計画を行い、本件研修の質の確保に努めること。

（例：地方公共団体（宮崎県を含む。以下同じ。）との協力による会場借用費の減免、地方公共団体や地元団体の協力による広報の強化など）

(4) 本業務委託に係る経費については、証拠書類に基づき精算すること。

(5) 本業務委託に当たって、宮崎県から提供を受けた文書（「文書、図画及び写真並びに電磁的記録」をいう。以下同じ。）及び受託者が作成した文書については、全て宮崎県に帰属するものとする。

(6) 受講案内のほか、各種広報物を作成・配布するに当たっては、事前に宮崎県の確認を受けた上で行うこと。

(7) 契約書及び本仕様書に定めがない事項については、宮崎県と受託者の十分な協議の上、決定する。